

【現状と課題】

日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障され、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」などと規定されています。

しかし、現実には、女性や子ども、高齢者等に対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障害者、外国人市民、性的マイノリティ等に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。

本市では、「広島市人権教育・啓発推進指針」に基づき、人権問題の解決に向けた取組を推進していますが、今後とも、全ての人の基本的人権を尊重するという観点から、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図る必要があります。

男女が互いの人権を尊重し合い、一人一人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。

本市では、条例の基本理念の一つを「男女の人権尊重」とするとともに、基本的施策として「市民の理解を深めるための措置」及び「男女共同参画に関する教育又は学習の振興」を掲げ、学習支援や啓発など様々な施策に取り組んでいます。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について、平成26年度(2014年度)には「同感できない」と回答した人の割合は、女性が62.3%、男性が53.5%でしたが、平成31年度(2019年度)には、女性が79.9%、男性が72.1%となっており、性別によって役割を固定する考え方を否定する人が男女ともに増えています。しかし、依然として男性は女性よりも「同感できない」と回答した人の割合が低く、固定的な性別役割分担意識は根強く残っていると言えます。

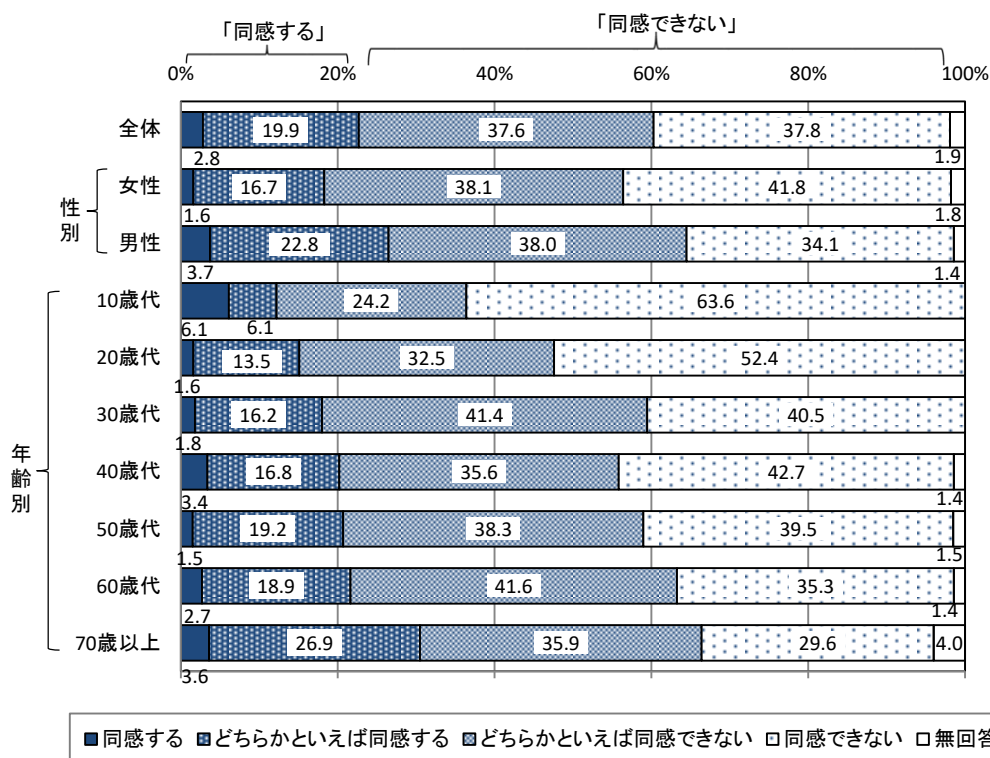
この男女の固定的な性別役割分担意識は、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっているため、人々の中にあるこうした意識を問い直し、男女共同参画の考え方を根付かせるための生涯学習や広報・啓発活動の充実を図る必要があります。

さらに、未来を担う子どもが、男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できる大人に育っていくよう、長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めるとともに、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進し、自立を促していく必要があります。

また、本市が目指す「国際平和文化都市」には、男女共同参画社会の実現が欠かせない要件の一つです。男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際的な動向を注視し、世界の女性の現状などについての国際理解を深めながら、男女共同参画推進の取組を行っていくことが必要です。

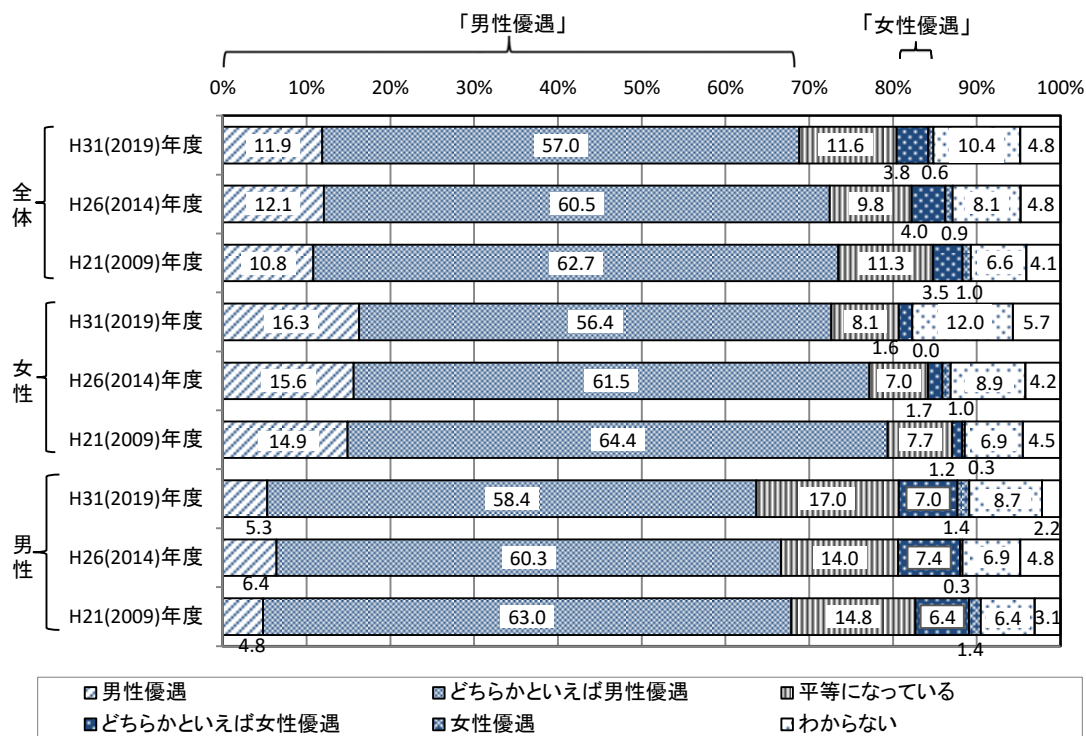
性別に基づく固定的役割分担意識

～「男性は仕事、女性は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方～



「広島市市民意識調査(平成31(2019)年度)」

男女の地位の平等感(社会全体について)の推移



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成31(2019)年度)」

基本施策**1 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進**

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人一人が人権尊重への理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。

(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進**ア 人権尊重に対する理解を深めるための取組の推進**

誰もが日常生活において自然に人権尊重の態度や行動をとることができ、生き生きと暮らせる環境づくりに向け、市民一人一人の人権尊重への理解の促進、人権意識の向上が重要です。

その中でも、とりわけ、性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認等を理由として困難な状況に置かれている人については、対等な協調関係であるパートナーシップに基づいて、誰もが互いに認め合い、多様性を受容し尊重する人権教育や啓発を推進します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
人権啓発事業（再掲）（1-（1）-ア）	市民局
幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実（1-（1）-ア）	教育委員会

基本施策**2 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進**

男女共同参画社会の形成に向けては、根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識の解消や男性の家庭生活・地域活動への参画、女性の政策・方針決定過程への参画など、多くの課題があります。その課題の解決には、女性のエンパワーメントの促進や、市民や事業者など多様な主体による連携した取組が不可欠です。こうした取組をより一層推進するための拠点施設として整備した男女共同参画推進センターにおいて、一人一人の個性と能力を大切にする生涯学習の充実や積極的な事業展開に取り組みます。

(1) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進**ア 総合相談の実施**

相談者をきめ細かく支援するため、専門家や専門機関と十分な連携を図り、電話相談や面接相談はもとより、グループ相談など同じ悩みを抱える人たちの交流・支援に取り組みます。

イ 情報提供の充実

男女が主体的に自らの生き方を選択することができるよう、自立と社会参画を支援する各種サービス等の最新情報を必要なときに身近な場所で入手することのできる環境を整備します。

ウ 学習・研修の支援

男女一人一人の自立と社会参画、課題解決のために必要とされる知識・技能を習得するための学習・研修サービスを提供します。また、男女共同参画を推進する人材を養成し、その活動を支援します。

エ 調査・研究及び普及・啓発の推進

本市における男女共同参画の現状を把握し、課題解決に向けた新たな施策・事業を展開するた

めの調査・研究を推進します。また、これらの調査・研究成果の公表や地域における出前講座の実施などを通じて意識啓発を図ります。

オ 市民活動・交流の支援

市民活動への参加や、利用団体、NPO等との交流に向けた支援を行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画推進センターの運営(2-(1)-ア～オ)	市民局
女性のためのなんでも相談の実施(再掲)(2-(1)-ア)	市民局
男性のためのなんでも相談の実施(再掲)(2-(1)-ア)	市民局
女性の就労支援相談の実施(再掲)(2-(1)-ア)	市民局
男女共同参画の基礎講座の開催(2-(1)-ウ)	市民局
仕事と家庭の両立に関する講座の開催(2-(1)-ウ)	市民局
女性の活躍推進を図るための講座の開催(再掲)(2-(1)-ウ)	市民局
女性の就労支援に関する講座の開催(再掲)(2-(1)-ウ)	市民局
女性の政治参画に関する講座の開催(2-(1)-ウ)	市民局
男女共同参画推進委員の活動支援(2-(1)-ウ)	市民局
男女共同参画フォーラムの開催(2-(1)-エ)	市民局

基本施策 3 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

広報紙やテレビ、ホームページなどの様々な広報媒体や機会を有効に活用して、男女の固定的な性別役割分担意識に捉われない、男女共同参画の視点からの広報・啓発活動を実施します。

(1) 広報・啓発活動の推進と男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底

ア 広報・啓発活動の実施

男女共同参画に関する正しい理解を促すため、市の広報紙やホームページなどの活用、男女共同参画情報誌の発行に加え、民間の情報誌やテレビ、SNSを始めとしたインターネットを活用した情報発信など、様々な広告媒体を活用した広報について随時検討し、「男女共同参画週間」などに合わせた継続的、効果的な広報・啓発活動を実施します。

イ 男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底

市刊行物等の作成に当たっては、広報ガイドラインの普及・啓発などにより、男女共同参画の視点からの表現の徹底を図ります。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画啓発リーフレットの作成(再掲)(3-(1)-ア)	市民局
男女共同参画週間における啓発活動(3-(1)-ア)	市民局

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担に捉われずに、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を育み高めるため、男女の対等なパートナーシップの考え方をともに、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にする教育を充実します。

また、未来を担う子どもが自立した生活を送るための自立意識の醸成や将来を見通した自己形成のための支援を行います。

(1) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

ア 学校教育全体を通じた指導の充実

子どもの発達段階に応じ、幅広い科目において教材・資料の開発、活用を行うなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画の視点からの教育を推進します。

イ 学校教育関係者等への男女共同参画についての研修・啓発の充実

教職員、保育士、保護者等に対する男女共同参画についての研修・啓発の充実を図ります。

(2) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

ア 若者の自立や社会参画を促す取組の推進

男女ともに経済的に自立していくことの重要性を伝えるとともに、社会の構成員の一員としての意識を醸成するための取組を進めます。

(3) 情報教育の推進

ア 学校における情報教育の充実

メディア・リテラシーを育成するため、学校における情報教育の充実を図ります。

(4) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援

ア 男女共同参画の視点からの家庭教育への支援

家族が男女共同参画の視点から、協力しながら、未来を担う子どもを育てることができるよう学習機会や情報を提供します。

(5) 性や健康に関する教育・啓発の推進

ア 性や性感染症等に関する教育・啓発の充実

男女が互いの性を理解、尊重し、性に関し適切な意思決定や行動選択ができるよう、また、性感染症のり患などを防止するため、これまで行ってきた子どもへの指導や保護者への情報提供等に加え、命の大切さを伝える教育の推進、関係機関の連携強化による効果的な思春期保健対策の推進など、学校や家庭における性に関する教育の一層の充実を図るとともに、性感染症等に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

<主な取組>

取	組	所 管 局
小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成	(4-(1)-ア) (4-(4)-ア)	市民局

幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実（再掲）(4-(1)-ア)	教育委員会
男女平等教育に関する指導計画の作成(4-(1)-ア)	教育委員会
電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業(4-(3)-ア)	教育委員会
児童生徒の情報活用能力の育成(4-(3)-ア)	教育委員会
性感染症予防事業(4-(5)-ア)	健康福祉局
思春期保健教育(4-(5)-ア)	教育委員会

基本施策

5 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

国内における男女共同参画を推進する取組は、国際社会の取組と密接に関係していることから、世界の女性の現状などについての情報の収集や提供を行うとともに、国際社会の動向についての理解の促進を図ります。

また、世界平和の実現に向けた平和の発信者としての被爆地ヒロシマの市民による男女共同参画の視点からの国際交流、国際協力や平和活動を推進します。

(1) 国際社会の動向への理解の促進

ア 世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報の提供

世界の女性を取り巻く現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

イ 国際社会の動向に関する学習機会の提供

国際社会の動向等について理解を深め、学習機会を提供します。

(2) 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

ア 市民やNPO等の取組の支援

NPOや市民グループ等による国際交流・協力、平和などの活動を支援します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
ヒロシマ平和の灯のつどい(5-(2)-ア)	市民局
国際女性デーひろしま(5-(2)-ア)	市民局

施策の指標

指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (期限 (年度))
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	%	女性 4.6 男性 10.8 (H30(2018))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	%	女性 79.9 男性 72.1 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活で態度や行動に表している市民の割合を増やす	%	75.7 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))

※ 「計画策定時の実績値」は、令和2(2020)年度実績値を指す。

関連するSDGs

